

自転車マナーアップ

自転車は車両です。自転車の交通ルールを守り、安全に利用しましょう。

自転車安全利用五則を守りましょう

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄つて通行しなければなりません。



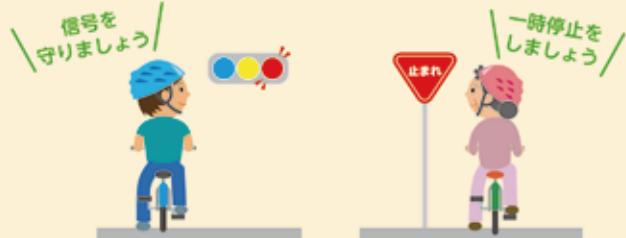
普通自転車が
歩道を通行できるのは

- ①道路標識や道路標示で指定された場合
- ②運転者が
 - ・13歳未満の子供
 - ・70歳以上の高齢者
 - ・身体の不自由な方
- ③車道や交通の状況から見てやむを得ない場合

普通自転車は、歩道を通行できる場合、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。
注意 歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

2 交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間はライトを必ず点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間なので、飲酒運転は禁止です。お酒を飲んだら絶対運転してはいけません。



5 ヘルメットを着用

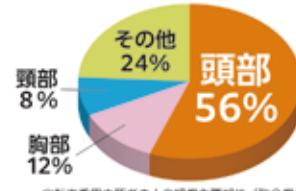
自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるとときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメット非着用時の致死率は着用時に比べて
約2.1倍高い!



自転車乗車中死者の致命傷は
頭部が約6割



事故に備えて自転車保険等に加入しましょう!

群馬県内で自転車に乗る方は、自転車保険等（個人賠償責任補償が特約で付く傷害保険や個人賠償責任保険等）に加入しなければなりません。

未成年の場合は、その保護者に加入が義務づけられています。

自転車事故の高額賠償事例 **9,521万円**

(平成25年7月、神戸地方裁判所)



警察庁作成交通安全啓発動画
「自転車とヘルメットはワンセット！」ぜひご覧下さい。

● ヘルメット～命を守る安全装置～



● 事故から学ぶ自転車のルール



特定小型原動機付自転車（電動キックボード）に関する主な交通ルールについて

令和5年7月1日から新たな交通ルールが適用されます。



詳しくは、
警察庁ウェブサイト
特設ページへ ➔



5月は、自転車月間 毎月15日は、自転車マナーアップデー